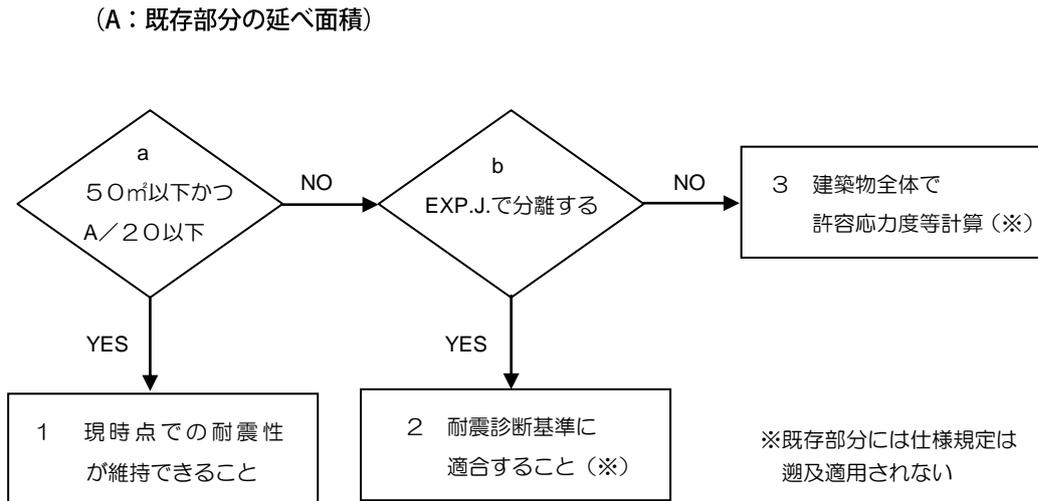


【構造耐力規定の適用の合理化】

構造耐力上の既存不適格建築物に増改築を行う場合、政令に定められる範囲内の増改築等であれば、既存部分に遡及適用しない（建築基準法第86条の7第1項、建築基準法施行例第137条の2第1項第1号）。

図4-1 増築部分の規模等の条件に対応して既存部分に適用される耐震基準



平成17年6月1日の建築基準法改正による構造耐力規定の適用の合理化、及び平成19年6月20日の法改正により2分の1を超える増改築を行う場合に、既存建築物にも現行の構造基準への適合が求められることとなった。しかし、施設を運営しながら既存建築物を合理的に現行の構造基準に適合させることが困難であったことから、病院の増築を行う際に支障をきたしていたと言える。この対応として、平成24年9月20日の法改正により、既存建築物の床面積（基準時における延床面積）の2分の1を超える増改築に対しても、構造上EXP.J.で分離されていれば、既存部分は耐震診断基準に適合させれば良いことになった。さらに、平成25年6月1日の法改正では、増改築を行う建築物にかかる申請図書及び、申請書類の合理化が図られている。事実上、平成17年以前の運用に戻ったといえる。